

令和 7 年 1 2 月定例会
(2 0 2 5 年)

議案書②

1 1 月 2 8 日提出

【条例】

市議案第 1 0 6 号

豊中市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の設定について

豊中市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和 7 年（2 0 2 5 年） 1 1 月 2 8 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

個人番号を利用することができる事務に就学援助費の支給に関する事務等を追加するとともに，その他所要の規定を改正するため，提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

第1条 豊中市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年豊中市条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）	（ 改 正 後 ）
（目的） 第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の<u>利用</u>に関し必要な事項を定めることを目的とする。 （個人番号の利用範囲） 第3条 （省 略） 2 （省 略） 3 市長又は教育委員会は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用特定個人情報であって自らが保有するもの（利用特定個人情報のうち生活保護関係情報を利用することができる場合にあつては、外国人生活保護関係情報（<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令（令和6年デジタル庁・総務省令第8号）本則の表1の項下欄に掲げる事務に関する情報をいう。以下同じ。）を含む。）を利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</u>	（目的） 第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の<u>利用及び法第19条第11号に基づく特定個人情報</u>の<u>提供</u>に関し必要な事項を定めることを目的とする。 （個人番号の利用範囲） 第3条 （省 略） 2 （省 略） 3 市長又は教育委員会は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用特定個人情報であって自らが保有するもの（利用特定個人情報のうち生活保護関係情報を利用することができる場合にあつては、外国人生活保護関係情報を含む。）を利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

(現 行)	(改 正 後)																							
4 (省 略) (委任) 第4条 (省 略) 別表第1 <table><tr><td></td><td>機 関</td><td>事 務</td></tr><tr><td colspan="3">(省 略)</td></tr></table>		機 関	事 務	(省 略)			4 (省 略) (特定個人情報の提供) 第4条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することが できる場合は、別表第3の第2欄に掲げる機関が、同表の第4欄に掲げる機 関に対し、同表の第3欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第5欄 に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第4欄に掲げる 機関が当該特定個人情報を提供するときとする。 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、 市規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を 含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったもの とみなす。 (委任) 第5条 (省 略) 別表第1 <table><tr><td></td><td>機 関</td><td>事 務</td></tr><tr><td colspan="3">(省 略)</td></tr><tr><td>10</td><td>教育委員会</td><td>学校教育法（昭和22年法律第26号）による就学援助費 の支給に関する事務であって市規則で定めるもの</td></tr><tr><td>11</td><td>教育委員会</td><td>特別支援学級等に就学する児童又は生徒の保護者に対す る特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって 市規則で定めるもの</td></tr></table> 別表第3 <table><tr><td></td><td>情報照会機関</td><td>事 務</td><td>情報提供機関</td><td>特定個人情報</td></tr></table>		機 関	事 務	(省 略)			10	教育委員会	学校教育法（昭和22年法律第26号）による就学援助費 の支給に関する事務であって市規則で定めるもの	11	教育委員会	特別支援学級等に就学する児童又は生徒の保護者に対す る特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって 市規則で定めるもの		情報照会機関	事 務	情報提供機関	特定個人情報
	機 関	事 務																						
(省 略)																								
	機 関	事 務																						
(省 略)																								
10	教育委員会	学校教育法（昭和22年法律第26号）による就学援助費 の支給に関する事務であって市規則で定めるもの																						
11	教育委員会	特別支援学級等に就学する児童又は生徒の保護者に対す る特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって 市規則で定めるもの																						
	情報照会機関	事 務	情報提供機関	特定個人情報																				

(現 行)		(改 正 後)			
	1	教育委員会	学校教育法による就学援助費の支給に関する事務であって市規則で定めるもの	市長	地方税関係情報，生活保護関係情報，外国人生活保護関係情報，児童扶養手当関係情報又は障害者関係情報であって市規則で定めるもの
	2	教育委員会	特別支援学級等に就学する児童又は生徒の保護者に対する特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって市規則で定めるもの	市長	地方税関係情報，生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって市規則で定めるもの

第2条 豊中市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に，傍線で示すように改める。

(現 行)			(改 正 後)		
別表第1			別表第1		
	機関	事務		機関	事務
(省 略)			(省 略)		
4	市長	豊中市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する等の条例（平成29年豊中市条例第41号）附則第4項の規定によりなおその効力を有する			

(現 行)				(改 正 後)			
		ものとされる同条例第2条の規定による廃止前の豊中市老人医療費の助成に関する条例（昭和46年豊中市条例第38号）による医療に要する費用の助成に関する事務であって市規則で定めるもの					
5 ～	(省 略)			4 ～	(省 略)		
11				10			
別表第2				別表第2			
	機関	事務	必要とする他の事務の特定個人情報 報		機関	事務	必要とする他の事務の特定個人情報 報
(省 略)				(省 略)			
4		豊中市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する等の条例附則第4項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第2条の規定による廃止前の豊中市老人医療費の助成に関する条例による医療に要する費用の助成に関する事務であって市規則で定めるもの	地方税関係情報，生活保護関係情報，外国人生活保護関係情報，中国残留邦人等支援給付実施関係情報，医療保険給付関係情報又は障害者関係情報であって市規則で定めるもの				

(現 行)		(改 正 後)	
5 ～	(省 略)	4 ～	(省 略)
<u>9</u>		<u>8</u>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

市議案第 1 0 7 号

豊中市印鑑条例の一部を改正する条例の設定について

豊中市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和 7 年（2 0 2 5 年） 1 1 月 2 8 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

住民基本台帳カード認証機に係る規定を削除するため，提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市印鑑条例の一部を改正する条例

豊中市印鑑条例（昭和 5 0 年豊中市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）	（ 改 正 後 ）
（印鑑登録証の交付） 第 7 条 市長は、前条の規定により印鑑の登録をしたときは、当該印鑑の登録を受けた者（以下「印鑑登録者」という。）に対して印鑑登録証を交付する。ただし、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末装置で証明書を交付する機能を有するものをいう。）、<u>住民基本台帳カード認証機（本市の電子計算機と電気通信回線により接続された住民基本台帳カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 8 号）第 1 9 条の規定による改正前の住民基本台帳法第 3 0 条の 4 4 第 1 項に規定する住民基本台帳カードをいう。）の認証用の端末装置をいう。）又は個人番号カード認証機（本市の電子計算機と電気通信回線により接続された個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。）の認証用の端末装置をいう。）</u>を利用して、印鑑登録証明書の交付を受けることができる者にあつては、その者の申出により、印鑑登録証を交付しないことができる。	（印鑑登録証の交付） 第 7 条 市長は、前条の規定により印鑑の登録をしたときは、当該印鑑の登録を受けた者（以下「印鑑登録者」という。）に対して印鑑登録証を交付する。ただし、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末装置で証明書を交付する機能を有するものをいう。）又は個人番号カード認証機（本市の電子計算機と電気通信回線により接続された個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。）の認証用の端末装置をいう。）（第 1 4 条第 2 項において「多機能端末機等」という。）を利用して、印鑑登録証明書の交付を受けることができる者にあつては、その者の申出により、印鑑登録証を交付しないことができる。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

市議案第 1 0 8 号

豊中市議会議員及び豊中市長の選挙における選挙
運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条
例の設定について

豊中市議会議員及び豊中市長の選挙における選挙運動の公
費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように設定す
るものとする。

令和 7 年（ 2 0 2 5 年） 1 1 月 2 8 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

公職選挙法施行令の改正に準じ，市議会議員及び市長の選挙
運動に係る公費負担の限度額を改正するため，提案するもので
ある。

豊中市条例第 号

豊中市議会議員及び豊中市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

豊中市議会議員及び豊中市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成5年豊中市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）	（ 改 正 後 ）
（選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出及び公費の支払） 第4条 （省 略） 2 市は、候補者（前項の規定による届出をした者に限る。）が同項の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づいて作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>7円73銭</u>を超える場合は、<u>7円73銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づいて、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条第3項に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づいて、当該ビラの作成を業とする者に対して支払う。	（選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出及び公費の支払） 第4条 （省 略） 2 市は、候補者（前項の規定による届出をした者に限る。）が同項の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づいて作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>8円38銭</u>を超える場合は、<u>8円38銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づいて、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条第3項に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づいて、当該ビラの作成を業とする者に対して支払う。
（選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出及び公費の支払） 第5条 （省 略） 2 市は、候補者（前項の規定による届出をした者に限る。）が同項の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づいて作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>541円31銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316、250円を加えた	（選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出及び公費の支払） 第5条 （省 略） 2 市は、候補者（前項の規定による届出をした者に限る。）が同項の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づいて作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>586円88銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316、250円を加えた

(現 行)	(改 正 後)
金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（１円未満の端数がある場合には、その端数は、１円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合は、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づいて、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第２条第３項に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づいて、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。 （公費負担の限度額） 第６条 第２条の規定による公費負担の限度額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。 （１）（省 略） （２）選挙運動用ビラを作成する場合 候補者１人について、<u>７円７３銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第１４２条第１項第６号に定める枚数を超える場合は、同号に定める枚数）を乗じて得た金額 （３）（省 略）	金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（１円未満の端数がある場合には、その端数は、１円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合は、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づいて、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第２条第３項に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づいて、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。 （公費負担の限度額） 第６条 第２条の規定による公費負担の限度額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。 （１）（省 略） （２）選挙運動用ビラを作成する場合 候補者１人について、<u>８円３８銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第１４２条第１項第６号に定める枚数を超える場合は、同号に定める枚数）を乗じて得た金額 （３）（省 略）

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後の豊中市議会議員及び豊中市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

市議案第 1 0 9 号

豊中市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の設定について

豊中市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和 7 年（2 0 2 5 年）1 1 月 2 8 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準等の改正に伴い，所要の規定を改正するため，提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(豊中市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 豊中市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年豊中市条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に，傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
(職員の数等) 第6条 (省 略) 2 (省 略) 3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については，その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は，次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ，それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし，当該職員の数は，常時2人を下ってはならない。 表の部分 (省 略) 備考 1 この表に定める員数は，副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。）を有し，かつ，児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第18条の18第1項（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第8項において準用する場合を含む。）</u>	<u>(虐待等の禁止)</u> <u>第4条の2 職員は，園児に対し，法第27条の2第1項各号に掲げる行為その他園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</u> (職員の数等) 第6条 (省 略) 2 (省 略) 3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については，その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は，次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ，それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし，当該職員の数は，常時2人を下ってはならない。 表の部分 (省 略) 備考 1 この表に定める員数は，副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。）を有し，かつ，児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第18条の18第3項に規定する保育士登録，大阪府の区域に係る同法第18条の28第2項に規定する地域限定保育士登録又</u>

(現 行)	(改 正 後)																				
の登録（以下「登録」という。）を受けたものに限る。），教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し，かつ，登録を受けたものに限る。），主幹保育教諭，指導保育教諭，保育教諭，助保育教諭又は講師であって，園児の教育及び保育に直接従事するものの数をいう。 2～4 （省 略） 4・5 （省 略） （豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の準用） 第18条 豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第5条，第6条第1項，第2項及び第4項，第7条，第8条，第9条，第11条から第13条まで，第15条（第4項ただし書を除く。），第19条，第20条第1項，第3項及び第4項，第34条第8号，第35条（後段を除く。）並びに第39条の規定は，幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において，次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に<u>定める</u>字句に読み替えるものとする。 <table><tr><td colspan="3">(省 略)</td></tr><tr><td rowspan="2">第12条</td><td>入所中の児童</td><td>園児</td></tr><tr><td>当該児童</td><td>当該園児</td></tr><tr><td colspan="3">(省 略)</td></tr></table> 2 （省 略）	(省 略)			第12条	入所中の児童	園児	当該児童	当該園児	(省 略)			は大阪府の区域に係る児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第3項に規定する旧国家戦略特別区域限定保育士登録（以下これらを「登録」という。）を受けたものに限る。），教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し，かつ，登録を受けたものに限る。），主幹保育教諭，指導保育教諭，保育教諭，助保育教諭又は講師であって，園児の教育及び保育に直接従事するものの数をいう。 2～4 （省 略） 4・5 （省 略） （豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の準用） 第18条 豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第5条，第6条第1項，第2項及び第4項，第7条，第8条，第9条，第11条，<u>第13条</u>，第15条（第4項ただし書を除く。），第19条，第20条第1項，第3項及び第4項，第34条第8号，第35条（後段を除く。）並びに第39条の規定は，幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において，次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に<u>掲げる</u>字句に読み替えるものとする。 <table><tr><td colspan="3">(省 略)</td></tr><tr><td colspan="3"> </td></tr><tr><td colspan="3">(省 略)</td></tr></table> 2 （省 略）	(省 略)						(省 略)		
(省 略)																					
第12条	入所中の児童	園児																			
	当該児童	当該園児																			
(省 略)																					
(省 略)																					
(省 略)																					

（豊中市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正）

第2条 豊中市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成30年豊中市条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
(職員の資格等) 第6条 第4条第1項の規定により認定こども園に置かなければならない職員のうち満3歳未満の子どもの保育に直接従事する職員は、保育士又は<u>国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域に係る</u>国家戦略特別区域限定保育士（以下これらを「保育士」という。）の資格を有する者でなければならない。 2～6 (省 略) (虐待等の禁止) 第16条の2 認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(職員の資格等) 第6条 第4条第1項の規定により認定こども園に置かなければならない職員のうち満3歳未満の子どもの保育に直接従事する職員は、保育士、<u>大阪府の区域に係る児童福祉法第18条の29に規定する地域限定保育士又は大阪府の区域に係る児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する</u>国家戦略特別区域限定保育士（以下これらを「保育士」という。）の資格を有する者でなければならない。 2～6 (省 略) (虐待等の禁止) 第16条の2 認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（幼稚園型認定こども園にあつては、<u>学校教育法第28条第2項において準用する法第27条の2第1項各号</u>）に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年豊中市条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
(虐待等の禁止)	(虐待等の禁止)

(現 行)	(改 正 後)						
第 1 2 条 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第 3 3 条の 1 0 各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (入所した者及び職員の健康診断) 第 1 6 条 (省 略) 2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。 <table><tr><td colspan="2">(省 略)</td></tr></table> 3・4 (省 略) (設備の基準) 第 2 4 条の 2 乳児院(乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)) 1 0 人未満を入所させる乳児院を除く。)の設備の基準は、次のとおりとする。 (1)～(3) (省 略) (職員)	(省 略)		第 1 2 条 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (入所した者及び職員の健康診断) 第 1 6 条 (省 略) 2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和 4 0 年法律第 1 4 1 号) 第 1 2 条又は第 1 3 条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。))が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。 <table><tr><td colspan="2">(省 略)</td></tr><tr><td>乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)) に対する健康診査</td><td>入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</td></tr></table> 3・4 (省 略) (設備の基準) 第 2 4 条の 2 乳児院(乳幼児 1 0 人未満を入所させる乳児院を除く。)の設備の基準は、次のとおりとする。 (1)～(3) (省 略) (職員)	(省 略)		乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)) に対する健康診査	入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
(省 略)							
(省 略)							
乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)) に対する健康診査	入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断						

(現 行)	(改 正 後)
第24条の4 (省 略) 2 家庭支援専門相談員は、<u>社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者</u>、乳児院において乳幼児の養育に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。 3～5 (省 略) 6 看護師は、保育士若しくは<u>国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士（以下これらを「保育士」という。）又は児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）をもってこれに代えることができる。ただし、乳幼児10人の乳児院には2人以上、乳幼児が10人を超える場合は、おおむね10人増すごとに1人以上看護師を置かなければならない。</u> 7 (省 略) (乳児院の長の資格等) 第24条の6 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、基準府令第22条の2第1項のこども家庭庁長官が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。 (1)・(2) (省 略)	第24条の4 (省 略) 2 家庭支援専門相談員は、乳児院において乳幼児の養育に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。 3～5 (省 略) 6 看護師は、保育士、<u>大阪府の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士若しくは大阪府の区域に係る児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士（以下これらを「保育士」という。）又は児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）をもってこれに代えることができる。ただし、乳幼児10人の乳児院には2人以上、乳幼児が10人を超える場合は、おおむね10人増すごとに1人以上看護師を置かなければならない。</u> 7 (省 略) (乳児院の長の資格等) 第24条の6 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、基準府令第22条の2第1項のこども家庭庁長官が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。 (1)・(2) (省 略)

(現 行)	(改 正 後)
(3)・(4) (省 略) 2 (省 略) (母子生活支援施設の長の資格等) 第27条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、基準府令第27条の2第1項のこども家庭庁長官が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。 (1)・(2) (省 略) (3)・(4) (省 略) 2 (省 略) (母子支援員の資格) 第28条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 (1)～(4) (省 略) (5) (省 略) (職員) 第46条 (省 略)	<u>(2)の2 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第5条の2の8に規定するこども家庭ソーシャルワーカー(以下「こども家庭ソーシャルワーカー」という。)の資格を有する者</u> (3)・(4) (省 略) 2 (省 略) (母子生活支援施設の長の資格等) 第27条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、基準府令第27条の2第1項のこども家庭庁長官が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。 (1)・(2) (省 略) <u>(2)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</u> (3)・(4) (省 略) 2 (省 略) (母子支援員の資格) 第28条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 (1)～(4) (省 略) <u>(4)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</u> (5) (省 略) (職員) 第46条 (省 略)

(現 行)	(改 正 後)
2 家庭支援専門相談員は、<u>社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者</u>、児童養護施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。 3～7 (省 略) (児童養護施設の長の資格等) 第47条 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、基準府令第42条の2第1項のこども家庭庁長官が指定する者が行う児童養護施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。 (1)・(2) (省 略) (3)・(4) (省 略) 2 (省 略) (児童指導員の資格) 第48条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 (1)～(3) (省 略) (4)～(10) (省 略) (職員) 第75条 (省 略) 2・3 (省 略)	2 家庭支援専門相談員は、児童養護施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。 3～7 (省 略) (児童養護施設の長の資格等) 第47条 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、基準府令第42条の2第1項のこども家庭庁長官が指定する者が行う児童養護施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。 (1)・(2) (省 略) <u>(2)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</u> (3)・(4) (省 略) 2 (省 略) (児童指導員の資格) 第48条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 (1)～(3) (省 略) <u>(3)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</u> (4)～(10) (省 略) (職員) 第75条 (省 略) 2・3 (省 略)

(現 行)	(改 正 後)
4 家庭支援専門相談員は、<u>社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者</u>，児童心理治療施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。 5・6 (省 略) (児童心理治療施設の長の資格等) 第76条 児童心理治療施設の長は，次の各号のいずれかに該当し，かつ，基準府令第74条第1項のことも家庭庁長官が指定する者が行う児童心理治療施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて，人格が高潔で識見が高く，児童心理治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。 (1)・(2) (省 略) (3)・(4) (省 略) 2 (省 略) (職員) 第83条 (省 略) 2 家庭支援専門相談員は、<u>社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者</u>，児童自立支援施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。 3～6 (省 略) (児童自立支援施設の長の資格等) 第84条 児童自立支援施設の長は，次の各号のいずれかに該当し，かつ，子ども家庭庁組織規則（令和5年内閣府令第38号）第16条に規定する人材	4 家庭支援専門相談員は，児童心理治療施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。 5・6 (省 略) (児童心理治療施設の長の資格等) 第76条 児童心理治療施設の長は，次の各号のいずれかに該当し，かつ，基準府令第74条第1項のことも家庭庁長官が指定する者が行う児童心理治療施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて，人格が高潔で識見が高く，児童心理治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。 (1)・(2) (省 略) <u>(2)の2 子どもの家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</u> (3)・(4) (省 略) 2 (省 略) (職員) 第83条 (省 略) 2 家庭支援専門相談員は，児童自立支援施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。 3～6 (省 略) (児童自立支援施設の長の資格等) 第84条 児童自立支援施設の長は，次の各号のいずれかに該当し，かつ，子ども家庭庁組織規則（令和5年内閣府令第38号）第16条に規定する人材

(現 行)	(改 正 後)
育成センターが行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。 (1)・(2) (省 略) (3)・(4) (省 略) 2 (省 略) (児童自立支援専門員の資格) 第85条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 (1)・(2) (省 略) (3)～(8) (省 略) (児童生活支援員の資格) 第86条 児童生活支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 (1)・(2) (3) (省 略)	育成センターが行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。 (1)・(2) (省 略) <u>(2)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</u> (3)・(4) (省 略) 2 (省 略) (児童自立支援専門員の資格) 第85条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 (1)・(2) (省 略) <u>(2)の2 精神保健福祉士の資格を有する者</u> <u>(2)の3 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</u> (3)～(8) (省 略) (児童生活支援員の資格) 第86条 児童生活支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 (1)・(2) (省 略) <u>(2)の2 精神保健福祉士の資格を有する者</u> <u>(2)の3 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</u> (3) (省 略)

(現 行)	(改 正 後)
(職員) 第97条 (省 略) 2 里親制度等普及促進担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 (1) (省 略) (2) 里親として5年以上の委託児童(法第27条第1項第3号の規定により里親に委託された児童をいう。以下この条及び次条第2号において同じ。)の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等(児童福祉法施行規則<u>(昭和23年厚生省令第11号)</u>第1条の10に規定する養育者等をいう。以下この条及び次条において同じ。)若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者 (3) (省 略) 3・4 (省 略)	(職員) 第97条 (省 略) 2 里親制度等普及促進担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 (1) (省 略) (2) 里親として5年以上の委託児童(法第27条第1項第3号の規定により里親に委託された児童をいう。以下この条及び次条第2号において同じ。)の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等(児童福祉法施行規則第1条の10に規定する養育者等をいう。以下この条及び次条において同じ。)若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者 (3) (省 略) 3・4 (省 略)

(豊中市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 豊中市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年豊中市条例第61号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
(職員) 第11条 (省 略) 2 (省 略)	(職員) 第11条 (省 略) 2 (省 略)

(現 行)	(改 正 後)
3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 (1) 保育士又は<u>国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士の資格を有する者</u> (2)～(10) (省 略) 4・5 (省 略) (虐待等の禁止) 第13条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 (1) 保育士、<u>大阪府の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士又は大阪府の区域に係る児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士の資格を有する者</u> (2)～(10) (省 略) 4・5 (省 略) (虐待等の禁止) 第13条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（豊中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第5条 豊中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年豊中市条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
(虐待等の禁止) 第13条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の1</u>	(虐待等の禁止) 第13条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の1</u>

(現 行)	(改 正 後)				
<u>0 各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (利用乳幼児及び職員の健康診断) 第 1 8 条 (省 略) 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</u>が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、<u>利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる</u>。この場合において、<u>当該家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない</u>。 3・4 (省 略) (職員) 第 2 4 条 (省 略) 2 家庭的保育者は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士若しくは<u>特区法第 1 2 条の 5 第 5 項に規定する事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士又は保育</u>	<u>0 第 1 項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (利用乳幼児及び職員の健康診断) 第 1 8 条 (省 略) 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和 4 0 年法律第 1 4 1 号）第 1 2 条又は第 1 3 条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる</u>。この場合において、<u>家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない</u>。 <table border="1" data-bbox="1135 839 2067 1078"> <tr> <td data-bbox="1135 839 1603 935">児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</td><td data-bbox="1603 839 2067 935">利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</td></tr> <tr> <td data-bbox="1135 935 1603 1078">乳幼児に対する健康診査</td><td data-bbox="1603 935 2067 1078">利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</td></tr> </table> 3・4 (省 略) (職員) 第 2 4 条 (省 略) 2 家庭的保育者は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士、<u>大阪府の区域に係る法第 1 8 条の 2 9 に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）若</u>	児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断	乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断				
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断				

(現 行)	(改 正 後)
士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1)・(2) (省 略) 3 (省 略) (職員) 第30条 小規模保育事業所A型には、保育士又は第24条第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士（以下これらを「保育士」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。 2・3 (省 略)	<u>しくは大阪府の区域に係る児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の特区法第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士（以下「国家戦略特別区域限定保育士」という。）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</u> (1)・(2) (省 略) 3 (省 略) (職員) 第30条 小規模保育事業所A型には、保育士、<u>地域限定保育士又は国家戦略特別区域限定保育士</u>（以下これらを「保育士」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。 2・3 (省 略)

（豊中市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第6条 豊中市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年豊中市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
(虐待等の禁止) 第14条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の</u>	(虐待等の禁止) 第14条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の</u>

(現 行)	(改 正 後)
<u>10各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (職員) 第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士又は<u>国家戦略特別区域法</u>（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域に係る<u>国家戦略特別区域限定保育士</u>（以下これらを「保育士」という。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。 2・3 （省 略）	<u>10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (職員) 第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士、<u>大阪府の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士又は大阪府の区域に係る児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士</u>（以下これらを「保育士」という。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。 2・3 （省 略）

（豊中市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第7条 豊中市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年豊中市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
(従業者の員数) 第6条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。	(従業者の員数) 第6条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(現 行)	(改 正 後)
(1) 児童指導員(豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年豊中市条例第59号)第24条の4第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。)又は保育士<u>(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号。以下「特区法」という。)</u>第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定児童発達支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条及び次条において同じ。) 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上 ア・イ (省 略) (2) (省 略) 2～9 (省 略) (健康管理) 第34条 (省 略) 2 前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であつて、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。	(1) 児童指導員(豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年豊中市条例第59号)第24条の4第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。)又は保育士、<u>大阪府の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士若しくは大阪府の区域に係る児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士(以下これらを「保育士」という。)</u> 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上 ア・イ (省 略) (2) (省 略) 2～9 (省 略) (健康管理) 第34条 (省 略) 2 前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(<u>以下この項において「健康診断等」という。</u>)が行われた場合であつて、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同

(現 行)	(改 正 後)								
(省 略) 3 (省 略) (従業者の員数) 第60条 児童発達支援に係る基準該当通所支援（以下「基準該当児童発達支援」という。）の事業を行う者（以下「基準該当児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。 (1) 児童指導員又は保育士 <u>（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある基準該当児童発達支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この号において同じ。）</u> 基準該当児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上 ア・イ (省 略) (2) (省 略) 2・3 (省 略) (従業者の員数) 第79条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者（以下「指定放課後等デ	表の左欄に掲げる<u>健康診断等</u>の結果を把握しなければならない。 <table> <tr> <th colspan="2" data-bbox="1137 308 1601 355">(省 略)</th></tr> <tr> <td data-bbox="1137 355 1601 403">乳児又は幼児に対する健康診査</td><td data-bbox="1601 355 2067 403">通所する障害児に対する通所開始時の</td></tr> <tr> <td data-bbox="1137 403 1601 451"></td><td data-bbox="1601 403 2067 451">健康診断，定期の健康診断又は臨時の</td></tr> <tr> <td data-bbox="1137 451 1601 499"></td><td data-bbox="1601 451 2067 499">健康診断</td></tr> </table> 3 (省 略) (従業者の員数) 第60条 児童発達支援に係る基準該当通所支援（以下「基準該当児童発達支援」という。）の事業を行う者（以下「基準該当児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。 (1) 児童指導員又は保育士 基準該当児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上 ア・イ (省 略) (2) (省 略) 2・3 (省 略) (従業者の員数) 第79条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者（以下「指定放課後等デ	(省 略)		乳児又は幼児に対する健康診査	通所する障害児に対する通所開始時の		健康診断，定期の健康診断又は臨時の		健康診断
(省 略)									
乳児又は幼児に対する健康診査	通所する障害児に対する通所開始時の								
	健康診断，定期の健康診断又は臨時の								
	健康診断								

(現 行)	(改 正 後)
イサービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。 (1) 児童指導員又は保育士<u>(特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。)</u> 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上 ア・イ (省 略) (2) (省 略) 2～8 (省 略) (従業者の員数) 第86条 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援(以下「基準該当放課後等デイサービス」という。)の事業を行う者(以下「基準該当放課後等デイサービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。 (1) 児童指導員又は保育士<u>(特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある基準該当放課後等デイサービス事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。)</u> 基準該当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当	イサービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。 (1) 児童指導員又は保育士 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上 ア・イ (省 略) (2) (省 略) 2～8 (省 略) (従業者の員数) 第86条 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援(以下「基準該当放課後等デイサービス」という。)の事業を行う者(以下「基準該当放課後等デイサービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。 (1) 児童指導員又は保育士 基準該当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

(現 行)	(改 正 後)
たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上 ア・イ (省 略) (2) (省 略) 2 (省 略) (従業者の員数) 第91条 (省 略) 2 前項第1号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士<u>(特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定居宅訪問型児童発達支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)</u>の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理担当職員(学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。))若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、生活能力の向上のために必要な支援その他の支援(以下この項において単に「支援」という。)を行い、並びに当該障害児の支援を行う者に対して支援に関する指導を行う業務その他職業訓練若しくは職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。 3 (省 略)	ア・イ (省 略) (2) (省 略) 2 (省 略) (従業者の員数) 第91条 (省 略) 2 前項第1号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理担当職員(学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。))若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、生活能力の向上のために必要な支援その他の支援(以下この項において単に「支援」という。)を行い、並びに当該障害児の支援を行う者に対して支援に関する指導を行う業務その他職業訓練若しくは職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。 3 (省 略)

(豊中市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第8条 豊中市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和6年豊中市条例第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
(虐待等の禁止) 第14条 一時保護施設の職員は、入所中の児童に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (職員) 第19条 一時保護施設には、児童指導員(児童の生活指導を行う者をいう。次項及び第22条において同じ。)、嘱託医、看護師、保育士(<u>国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある一時保護施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。)</u>)、心理療法担当職員、個別対応職員、学習指導員、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童10人以下を入所させる一時保護施設にあっては個別対応職員を、学習指導を委託する一時保護施設にあっては学習指導員を、児童40人以下を入所させる一時保護施設にあっては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。 2～4 (省 略) (児童指導員の資格)	(虐待等の禁止) 第14条 一時保護施設の職員は、入所中の児童に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (職員) 第19条 一時保護施設には、児童指導員(児童の生活指導を行う者をいう。次項及び第22条において同じ。)、嘱託医、看護師、保育士、<u>大阪府の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士又は大阪府の区域に係る児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士(以下これらを「保育士」という。)</u>、心理療法担当職員、個別対応職員、学習指導員、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童10人以下を入所させる一時保護施設にあっては個別対応職員を、学習指導を委託する一時保護施設にあっては学習指導員を、児童40人以下を入所させる一時保護施設にあっては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。 2～4 (省 略) (児童指導員の資格)

(現 行)	(改 正 後)
第 2 2 条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 (1)～(3) (省 略) (4)～(10) (省 略)	第 2 2 条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 (1)～(3) (省 略) <u>(3)の2 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第5条の2の8に規定するこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</u> (4)～(10) (省 略)

(豊中市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第 9 条 豊中市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(令和6年豊中市条例第52号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
(従業者の員数) 第 5 条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては第4号の栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあっては第5号の調理員を置かないことができる。 (1)・(2) (省 略) (3) 児童指導員(豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年豊中市条例第59号)第24条の4第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。)及び保育士又は<u>国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第5項に規定する事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士</u>(以下これらを「保育士」という。)	(従業者の員数) 第 5 条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては第4号の栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあっては第5号の調理員を置かないことができる。 (1)・(2) (省 略) (3) 児童指導員(豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年豊中市条例第59号)第24条の4第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。)及び保育士、<u>大阪府の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士又は大阪府の区域に係る児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)附則第15条第1項</u>

(現 行)	(改 正 後)
ア～ウ (省 略) (4)～(6) (省 略) 2～4 (省 略) (設備) 第6条 (省 略) 2 (省 略) 3 第1項の居室の基準は、次のとおりとする。 (1)・(2) (省 略) (3) 前2号の規定にかかわらず、乳児又は幼児(第56条第1項第2号において「乳幼児」という。)のみの一の居室の定員は6人以下とし、1人当たりの床面積は3.3平方メートル以上とすること。 (4) (省 略) 4・5 (省 略) (健康管理) 第30条 (省 略) 2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に	<u>の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士(以下これらを「保育士」という。)</u> ア～ウ (省 略) (4)～(6) (省 略) 2～4 (省 略) (設備) 第6条 (省 略) 2 (省 略) 3 第1項の居室の基準は、次のとおりとする。 (1)・(2) (省 略) (3) 前2号の規定にかかわらず、乳児又は幼児(<u>第30条第2項の表及び第56条第1項第2号</u>において「乳幼児」という。)のみの一の居室の定員は6人以下とし、1人当たりの床面積は3.3平方メートル以上とすること。 (4) (省 略) 4・5 (省 略) (健康管理) 第30条 (省 略) 2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以

(現 行)	(改 正 後)
掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定福祉型障害児入所施設は、それぞれ同表の左欄に掲げる <u>健康診断</u> の結果を把握しなければならない。	下この項において「 <u>健康診断等</u> 」という。)が行われた場合であって、当該 <u>健康診断等</u> がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定福祉型障害児入所施設は、それぞれ同表の左欄に掲げる <u>健康診断等</u> の結果を把握しなければならない。
(省 略)	(省 略)
3 (省 略) (虐待等の禁止)	3 (省 略) (虐待等の禁止)
第47条 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、障害児に対し、 <u>法第33条の10各号</u> に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第47条 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、障害児に対し、 <u>法第33条の10第1項各号</u> に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
2 (省 略)	2 (省 略)

(豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第10条 豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年豊中市条例第49号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
(虐待等の禁止)	(虐待等の禁止)
第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法 <u>第33条の10各号</u> に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定	第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法 <u>第33条の10第1項各号</u> (<u>幼保連携型認定こども園である特定</u>

(現 行)	(改 正 後)
子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	<u>教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）に掲げる行為</u> その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の規定（豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第12条、第16条第2項、第24条の2及び第24条の4第6項の改正規定を除く。）及び第8条中豊中市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第22条の改正規定は、令和8年3月1日から施行する。

市議案第 1 1 0 号

豊中市火災予防条例の一部を改正する条例の設定
について

豊中市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和 7 年（2 0 2 5 年） 1 1 月 2 8 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

林野火災に関する注意報その他所要の規定を改正するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市火災予防条例の一部を改正する条例

豊中市火災予防条例（昭和 37 年豊中市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に，傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）	（ 改 正 後 ）
目次 第 1 章～第 3 章の 2 （省 略） 第 4 章～第 7 章 （省 略） 附則 （火災に関する警報の発令中における火の使用の制限） 第 29 条 火災に関する<u>警報</u>が発せられた場合における火の使用については，次の各号に定めるところによらなければならない。 （1）～（5） （省 略） <u>（6） 屋内において裸火を使用するときは，窓，出入口等を閉じて行うこと。</u> （住宅における火災の予防の推進） 第 29 条の 7 市は，住宅における火災の予防を推進するため，次に掲げる施策の実施に努めるものとする。 （1） 住宅における出火防止，火災の早期発見，初期消火，延焼防止，通報，避難等に資する住宅用防災機器<u>その他の</u>物品，機械器具及び設備の普及の促進 （2） （省 略）	目次 第 1 章～第 3 章の 2 （省 略） <u>第 3 章の 3 林野火災の予防（第 29 条の 8・第 29 条の 9）</u> 第 4 章～第 7 章 （省 略） 附則 （火災に関する警報の発令中における火の使用の制限） 第 29 条 火災に関する<u>警報（法第 22 条第 3 項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）</u>が発せられた場合における火の使用については，次の各号に定めるところによらなければならない。 （1）～（5） （省 略） （住宅における火災の予防の推進） 第 29 条の 7 市は，住宅における火災の予防を推進するため，次に掲げる施策の実施に努めるものとする。 （1） 住宅における出火防止，火災の早期発見，初期消火，延焼防止，通報，避難等に資する住宅用防災機器，<u>感震ブレーカーその他の</u>物品，機械器具及び設備の普及の促進 （2） （省 略）

(現 行)	(改 正 後)
2 (省 略) 第4章 (省 略) (火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出) 第45条 (省 略) 2 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。 (1) <u>火災とまぎらわしい煙</u>又は火災を発するおそれのある行為	2 (省 略) <u>第3章の3 林野火災の予防</u> <u>(林野火災に関する注意報)</u> <u>第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。</u> <u>2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。</u> <u>3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。</u> <u>(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)</u> <u>第29条の9 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。</u> 第4章 (省 略) (火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出) 第45条 (省 略) 2 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。 (1) <u>たき火その他の火災と紛らわしい煙</u>又は火災を発するおそれのある行為

(現 行)	(改 正 後)
(2) ~ (5) (省 略)	(2) ~ (5) (省 略)

附 則

この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。